

グリーンしおじり

農業委員会だより

令和4年3月
(第41号)

発行

塩尻市農業委員会

塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263(52)0810

葡萄畑の再生と 復活を目指して

株式会社 塩尻ファーム

塩尻ファームは、2013年に塩尻ワイン葡萄研究会として設立したのが始まりです。

塩尻市は、日本、世界に誇れるワイン産地として有名になりつつあります。しかし、その一方で後継者不足により、放置された遊休荒廃農地が多くなり始めました。放置され原野に帰ろうとしている葡萄畑を再生復活を目指し栽培を行っています。

2015年から自社栽培した葡萄を委託醸造し、2017年に株式会社塩尻ファームとして、栽培からワイン醸造を自社一環事業へ転換、2019年に念願のワイン醸造所「ドメース・スリエ」で醸造を開始しました。

遊休荒廃農地から葡萄を再生、栽培を行うことで、荒廃農地の解消、地域活性化にも役立ちたいと考えています。また、後継者不足が目立つ塩尻市で葡萄栽培に関する人材育成をし、桔梗ヶ原の葡萄栽培を絶やさ

ないようにはしていきたいと考えております。

現段階では、まだまだ元の姿に戻り切れていない農地が多くあります。改植を行った畑は徐々に収穫できるところになってきました。今後も新品种をリリースしていく予定なので楽しみにお待ちください。

醸造は畑の個性を生かしながら行っております。畑ごとの醸造を基本とし、同じ塩尻市内でも多くの個性があります。その個性を生かしたワインを目指して日々努力し醸造しています。2021年にはクラウドファンディングを行い多くの支援者の方から賛同を頂きました。葡萄の樹オーナーになってもらい多くの方に塩尻市の葡萄栽培に興味を持ってもらうことができました。

ワイナリー横には米粉のベーカリーも併設していますので、ワインに興味がない方でも気軽に立ち寄って下さい。スリエのワイン、米粉パンに興味を持ってい

地域農業のあり方

ただけるよう、これからも良質な商品を作っていくよ

うに努力していきます。よろしくお願ひします。

東の山々を眺めれば紅葉の高ボツツ、西の山並みは白く雪をかぶった北アルプス、そんな美しい田園地帯が我が家の畑です。片丘大原地域は、キャベツ、人参、大根などの野菜が主でしたが、レタス栽培が盛んになり、今日に至っています。マルチシートなど無く作業は大変でしたが、農家の高度成長時代でした。

始め、耕作して頂く事が一番です。

しかし、今、大原地域も過渡期を迎えています。大口農家が離農されたり、高齢になり面積を縮小したり、他の作物に転向したりなどで、耕作されない畑が増えました。その結果、解約された地主さんの苦慮する声が聞こえて来ました。けれど、前向きな明るい話題もあります。若い新規就農者の方が、レタス畑の隣で、黄色や紫の珍しい野菜の栽培を始め、新しい農業を教えるようになりました。アスパラ、加工ブドウなどの生産者も増え

八月、借り手の無い畑を利用して、片丘地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と片丘公民館共催で、そば打ち教室を計画しました。種蒔きと、そば打ちをしましたが、豊作のそば粉と、そば打ちの名人委員を講師にお願いしそばができました。片丘の畑のことや、農業委員・推進委員の存在を知って頂く良い機会になりました。

この仕事を次代に繋げて行く為にも、女性の視点から相談や発言しやすいよう、女性委員を増やして欲しいと思います。今後は、開かれた農業委員会になるよう、微力ではありますが、努力してまいります。ご協力、よろしくお願ひ致します。

この仕事を次代に繋げて行く為にも、女性の視点から相談や発言しやすいよう、女性委員を増やして欲しいと思います。今後は、開かれた農業委員会になるよう、微力ではありますが、努力してまいります。ご協力、よろしくお願ひ致します。



小澤 博子

農政懇談会について

塩尻市農業委員会では、毎年、行政・農業関係者代表の方々と農政懇談会を開催し、地域の農業者が抱える課題や要望等を提案し、各関係者から回答をいただくとともに意見交換を行っています。

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小し、農業委員会からは地区長と提案者、行政側からは農林課が出席し懇談会を開催いたしました。

今回は、提案されました4件の中から、3件の提案及び回答をご紹介します。

提案事項

地籍調査について

広丘地区、特に郷原区においては、公図と現況が大きくくいちがっている農地が多数あります。例を挙げると、本人名義の公図上に他人の農地が展開しています。親の代、もしくはその上の代に交換して耕作していますが公図上（登記）の名義が変わっていない、また、公図上の面積と実測が大きく違って

る農地。この様な状況の農地に対する固定資産税もそのまま課税されていることとなります。

農地の3条売買も簡単にできない等影響を与えています。これらの解消には測量、登記等に多額の費用が掛かり個人では負担が重すぎます。かといって手をこまねいては未来永劫手付かずになっていき、代が変わるにつれて問題解決が難しいと思います。ここは、塩尻市で率先して手をつけ始めるべきです。

そこで、提案します。
① 国に地籍調査という制度がある。提案説明に揚げた様な事例をほぼ国の費用で賄えて公図も書き換えられる制度で現在の進捗状況は国全体で、完了30%、実施中45%、未着手休止中25%となっている。

② 時間はかかる調査だが、役所内で人員を配置し地元の精通者とともに長い目で見て取り組んで行くのが望ましい。地権者の主張がぶつかれば結果が出ない場合もありうるが、まずは始めるのが大事。

③ 役所としての短期的なメリットは無く結果重視の体質から事業そのものが

敬遠されがちだが、農業再生の一貫として、あと世代に問題を残すような事例は解消して欲しい。市長の決断をお願いする。

④ 現地確認のうえ固定資産税課税の是正

回答 本市の地籍調査事業につきましては、昭和46年度から51年度にかけて、洗馬地区、宗賀地区で実施しております。また、榑川地区は、榑川村時代に昭和60年度から平成14年度にかけて実施しており、市全体で約22km²の調査が完了しております。

地籍調査により得られる効果としまして、土地境界の確定により、地積が明確化され、適正な固定資産税の課税や、土地の有効活用の促進などが図られます。

一方で、地籍測量による実測値と従前の登記面積の相違から、更正登記が必要となりこれによる固定資産税額の増減などの影響が考えられます。

これまで地籍調査が進んでいない要因としましては、土地の境界確定などに相当な期間と労力を要することから先行きが不透明であり、さらには地籍調査に要する財源や人的資源の確保など、

様々な課題が考えられます。

これまで本市では、農地では「圃場整備」、市街地では「区画整理」等を実施しており、これにより農業基盤整備はもとより、境界や地積の問題が解消されていることも現状であります。

本市における地籍調査実施に対する考え方につきましては、調査に関わる財源や人的資源の確保はさることながら、調査による地積の増減など個人資産に関わることへの合意形成のほか、圃場整備等が導入されていない農地など、現状や実態を調査するなかで、地域の要望や、地籍調査の重要性や現実性など熟慮するとともに、具体的な実施体制などの条件を整備されれば事業実施に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

提案事項

遊休農業機械の有効利用

高齢化や後継者不足で農業を継続する事が難しくなり、今迄使用してきたトラクタ等の農業機械が使用されなくなる事が今後増えてくると考えられます。

また、新規就農者が新たに

導入する場合費用も掛かるので、これらの遊休農機の有効利用が望まれます。

そこで、提案します。
① 使用されなくなった、農業機械を登録する農機バンク（仮称）を作り登録してもらう。

② 新規就農者で新たに農業機械の導入を検討する人があった場合に紹介する。

③ 希望に合致したときは売却にするか、リースにするか、使用者の希望により決定する。

④ 修理等のメンテナンスはJ Aまたは農機販売店等を使用者の希望を考慮し紹介する。

回答 委員、御提案のとおり、市内の農家戸数については減少が続いており、今後使用されない機械が増加する可能性があります。また、新規就農者については、先の伊藤委員の御提案の回答のとおり、農業委員会の皆様との御協力もいただきながら、確保を図っているところです。

また、新規就農者の方の課題の一つとして、初期投資に負担が増大することが想定されることから、中古農機の活用は、費用的負担の軽減が図られ、有効的な手段と考え

ます。

この中古農機につきま
しては、これまでも J A 松本ハ
イランドや J A 洗馬、その他
近隣の民間会社が、販売や買
取、修理を含むメンテナンス
などを行っております。

委員、御提案の「農機バ
ンク」についての考え方で
ありますが、既に J A 等が
一部そのような機能を有し
ていることから、市としま
しては、「農業機械を手放し
たい」、あるいは「中古農機
を探している」などといっ
た情報があれば、中古農機
の売買実績のある J A 等を
需給者へ紹介するなど、様々
な情報を広く周知してまい
りたいと考えております。

提案事項

**春先の砂塵による市道吹
き溜まり土砂撤去の助成
について**

毎年春先の風物詩のよう
に新聞等に取り上げられて
いますが、洗馬地区岩垂原の
西風による砂塵の発生によ
る問題がいくつかあります。

特に近年は担い手不足も
手伝って空地となっていて
畑が多く、それに伴って飛散
する砂塵の量も多くなつて

きているように思われます。
場所によっては畑の東側市
道が吹き溜まりとなり、交通
に支障をきたすほど多量に
土砂が溜まる箇所も出てき
ております。

通常は市道西側の畑の所
有者が手作業あるいはロー
ダーシヨベル等により、畑に
かきあげて処理しています
が、ローダーシヨベル等の機
械を持たない高齢者の方に
は大変な作業となっていま
す。

そこで、提案します。

① 岩垂原の畑地内はほとん
どが市道となつているた
め、申請書を市に提出する
ことよつて建設課で土
砂の撤去をお願いできる
システムとして頂きたい。

② 土砂の量によつては多量
に個人で土砂を撤去した
場合は、補助金申請できる
システムとし、①の提案と
併用することにより、市建
設課に対処をお願いした
人との不公平感がなくな
ると思われれます。(少量の
場合は申請が面倒なので
個人で対処する場合は多
いと思われれます)

③ 提案項目とは別になりま
すが、根本的な対策として
は砂塵の飛散防止が必要
です。そのためには空地に

春小麦等の作付けが有効
となります(春小麦の種は
現在無償で配布されてい
ます)が、次期作を考慮し
て早めにロータリー掛け
をしてしまい、飛散防止と
ならない場合が多く見受
けられます。例えば砂塵被
害が収まる 4 月末まで小
麦を作付けした畑には、そ
れなりの補助金を支給す
るなどの措置をとれば、あ
る程度の飛散防止効果が
期待できるものと思われ
ます。

回答

これまで市道の管理
については、大雨や台風など
の災害で、緊急的に土砂撤去
等が必要になつた場合には、
建設課または農林課により
対応してまいりました。これ
以外の道路や側溝の清掃等
については、全市的に地域の
皆様をお願いをしていると
ころであります。災害時等を
除いては地域の皆様での清
掃等の御協力を引き続きお
願ひしたいと考えておりま
す。

土砂撤去に関わる補助金
であります現在、本市が実
施しています「生活道路除雪
協力助成金(地元で重機を
持っている方が区長の依頼
により市道の除雪を実施し

た場合、市が区に対し助成
金を支払う塩尻市独自の制
度)がありましたが、これに
近い制度と考えますので、制
度化については今後、研究し
てまいりたいと考えており
ます。

農林課としては、風食防止
対策等として独自に、えん麦
等の緑肥種子の購入補助を
実施しています。

また、この問題は広域的な
対策が必要なことから、平成
16 年に、松本市、塩尻市、山
形村、朝日村、J A、土地改
良区、県の関係者による「松
本南西部地域農地風食防止
対策協議会」を設置し、規格
外麦の配布や緑肥麦の種子
の購入補助を実施しており
ます。

これらに加え令和 2 年度
からは、協議会による種子の
購入補助について、補助要件
に購入期間を定めるとも
に、今年度の協議会におい
て、市から事務局の県に対し
まして、「他県を含め同じよ
うな風食の問題を抱える事
例がないか調査し、あれば該
当自治体担当者との意見交換
すること」を要望し、県が検
討することとしております。

委員から御提案のありま
した、「早めのロータリー掛
け」の原因のひとつは、麦を

すきこんだ後にうまく分解
していない(=腐熟してい
ない)と、定植作業に影響
することが挙げられますの
で、「規格外麦」よりうまく
分解(腐熟)するとされる「マ
ルチ麦」に置き換えるなど、
関係者の意見を踏まえる中
で、協議会へ要望することを
検討します。

この他に、J A 洗馬では今
年度の 4 月の春作レタス類
の荷造り講習会の際に、営農
指導員から生産者に対し、風
食防止の協力を要請したと
ころです。

また、今年度の 5 月の突風
により、結球レタスに砂塵の
吹込みが発生し、品質が低下
する事案が発生しておりま
すので、風食は、農業者にも
影響することを、改めて認識
してもらい対策の必要性に
ついて周知してまいりたい
と考えております。

今後も、風食防止のために
農業者の協力が得られるよ
うに、J A や土地改良区等と
連携を図り啓発するととも
に、協議会を交えて市として
も、引き続き有効な対策を
探つてまいります。



遊休農地解消に向けて

近年、農家の高齢化により、規模縮小する農家や、後継者のいない農家では農業をやめることもあり、また、新たに農業を始めようとする者も少ないため、遊休農地が発生しています。塩尻市農業委員会では、7月から8月にかけて、市内を6地区に分け、農林課、農業公社とともに、遊休農地等の現地調査を行う農地パトロールを実施しました。この調査の結果、すでに遊休農地となっている農地や、今後、遊休農地になりそうな農地については、適正管理をしていただくようお願いしています。また、本人が耕作できない場合には、売却や貸し出しの意向を確認し、農業委員や農地利用最適化推進委員、産地保全支援員が購入または貸借を希望する農家や企業とマッチングをしています。

また、1月から2月にかけて、各地区2回、コロナ対策を講じながら農地相談会を開催しました。現在、遊休農地である、あるいは



近い将来遊休農地になりそうな農地を誰かに売りたい、借りてもらいたい、また逆に規模拡大するために遊休農地を買いたい、借りたいといった相談を受けております。

農地は遊休農地、さらに荒廃農地になってしまうと復旧するには大変な労力や費用がかかります。農地に関する相談は随時受け付けておりますので、ぜひ、農業委員会にご相談ください。農業委員会では、遊休農地解消の一環として、10数年前から遊休農地でソバ栽培を行っています。本年度は、約45aの農地を耕作し、約330kg出荷しました。収穫したソバは、一部来年の種用を確保し、残りを委員の有志でソバ打ちし、農業委員会の収穫祭でおいしくいただきました。

農地売買をお考えの皆様!

公財長野県農業開発公社がお手伝いいたします。

農業開発公社は「農業経営基盤強化促進法」に基づいて、県知事から農地売買支援事業を促進する団体として指定された長野県全額出資の法人です。

▶ 農地売買支援事業とは

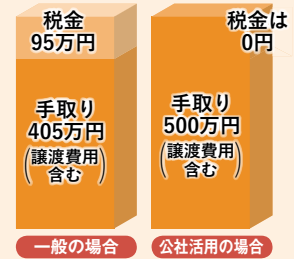
規模縮小農家の農地を買い入れ、規模拡大する農家に売り渡す所有権による農地の集積を進める事業です。

▶ 農地売買支援事業のメリット

1. 公社が間に入ることによって安心して売買ができます。
2. 売買に係る届出、許可申請、登記の手続きは公社が行います。
3. 公社に売り渡した場合、譲渡所得の特別控除が800万円（買い入れ協議の場合は1,500万円）まで受けられます。
(注：農業振興地域の農用地区域内に限る)
4. 農地代金は契約後速やかに支払います。
5. 登録免許税が15/1000が10/1000に軽減されます。(農業経営基盤強化促進法活用の場合)



例えば…
500万円の売渡の場合
(長期譲渡の例)



お問い合わせ 農業委員会 又は 公財長野県農業開発公社 松本事業所 (TEL 47-7800 内線 2853)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特徴・メリット

- 農業者の方なら広く加入できます。
- 少子高齢化時代に強い年金です。
- 保険料は自由に決められます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。
- 農業の担い手には国による補助があります。



◆ 塩尻市賃借料情報 ◆

平成31年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における1年間の賃借料水準(10a当たり)は次のとおりです。

締結(公告)された地域名	田(水稲)			畑			樹園地		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
大門・塩尻東	5,600	12,000	2,000	7,000	13,100	2,000	6,800	20,000	1,500
片丘	6,300	15,000	1,000	4,400	15,000	500	9,500	10,500	4,000
広丘・高出・吉田	10,900	26,000	1,200	9,900	20,000	1,000	13,100	25,000	1,000
洗馬	6,300	10,000	1,200	9,900	26,900	600	13,300	24,200	2,300
宗賀	7,500	10,000	2,100	9,400	23,000	1,600	14,700	25,000	3,000
北小野	4,000	7,000	1,000	3,100	10,000	300	3,000	3,000	3,000
檜川	—	—	—	1,000	1,000	1,000	—	—	—
塩尻市平均	6,800			6,400			10,100		